

(監査委員事務局第一課 監査の結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第657号

平成30年2月22日付け監査第887号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月21日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

1 平成29年度行政監査の結果（平成30年2月22日付け監査第887号）に関する報告に基づく措置

- (1) 概要 「措置済」 2件
- (2) 措置の状況

公用車の管理、使用状況及び交通安全対策に係る措置の状況（令和2年5月1日現在）		
監査の結果に関する報告に添える意見	監査対象機関	措置の概要
<p>公用車の取得・維持管理に関する予算事務は各部局の所管であり、予算措置は各部局ごとに決定されている。このため、同じ公用車の管理に関する事務でありながら、部局の事情によって公用車に係る更新がスムーズになされず、また、定期点検が実施されないなど、公用車の管理事務の執行に不均衡が生じている。</p> <p>したがって、例えば、公用車の取得・維持管理に係る予算要求に関する事務を特定機関に集約・一元化するなどにより、各部局の事情によって公用車の管理に関する事務に不均一な取扱いが発生しないような公用車の管理手法が行われることが望ましい。</p> <p>また、公務に使用する自動車は、適正な点検整備がなされ、安全な走行が可能で、必要な時に使用できることが重要であり、自動車を所有することは必ずしも必要ではない。</p> <p>現在、レンタルやリースなどの自動車の借入は多様化しており、短期、長期、譲渡条件付及び共有管理など様々な契約形態がある。現状の使用環境を維持しつつ同時に全車両を一括借入契約に転換できるリースバック方式といった導入方法や、リース契約の中には、定期点検や継続検査などを含むメンテナンスリース契約もあり、このような管理運営方法の導入は、管理者が担っている公用車の管理に関する事務負担を一部軽減することができる。</p> <p>公用車の管理に関する事務の適正かつ統一的な執行を確保するためには、既存の公用車の管理運営体制にこだわることなく、民間活力の活用を含めた時代に応じた新しい手法を検討し、公務における自動車使用の利便性を確保しつつ、経済的、効率的な公用車の管理運営体制が確立されるよう期待する。</p>	<p>用度管財課 教育改革・企画課</p>	<p>公用車の取得・維持管理の在り方に関しては、取得方式について、平成29年12月から財政課、人事課などの関係部署との間でリースなどの新たな導入方式等の検討を行った。</p> <p>現有の車両を順次リースに切り替える場合、公用車更新基準（内規）の11年間に要するリース料の試算では、現行の購入方式に比べ、トータルコストで割高となった。また、リースバック方式を取り入れたとしても割高になると見込まれる。</p> <p>公用車の共同利用についても、平成30年度下半期に6振興局において試行したが、稼働率等に大きな改善が見られなかった。</p> <p>こうした結果も踏まえ、個々の公用車更新の判断等、使用実態を把握できる各部局が管理する方が効率的であることから、公用車の取得・維持管理に係る予算の集約・一元化は実施せず、予算要求方法等を含め、現行の管理方法を継続することとした。</p> <p>公用車管理の総括部門である会計管理局としては、定期点検や日常点検等の管理が適正に行われるよう、対象所属に対する複数回にわたる文書通知によって注意喚起を行っており、今後も継続的に指導を行っていく。</p> <p>なお、公用車取得方式に関して、将来的にカーリースやカーシェアの普及によるコストの低下も考えられることから、その情勢を注視していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>